

薩摩半島

観光HUNT

薩摩半島の5市で構成される薩摩半島観光振興協議会。行政区を超えた観光情報をお届けします。

南九州市



ダイヤモンド薩摩富士

期間中、開聞岳山頂に太陽が昇る“ダイヤモンド薩摩富士”が見られます。

期間 12月初旬～1月中旬

場所 御茶屋の湯公園など

問合せ 南九州市役所商工観光課 TEL0993-83-2511

南さつま市



第11回南さつま海道鑑真の道歩き

南さつま市の美しい景色や名所を辿る海道歩きを楽しみませんか？

開催日 令和5年2月25日(土)

場所 日本の原風景坊津コース(約10km)、亀ヶ丘東シナ海絶景コース(約12km)

料金 一般・高校生1,500円、小・中学生300円

問合せ 南さつま海道鑑真の道歩き実行委員会 TEL0993-53-2111

日置市



「ひおきの逸品」プレミアム付き商品券・電子商品券

日置市の匠が制作した薩摩焼や木工品、ガラス製品などの工芸品をお得に購入できます。

料金 商品券1冊4,000円(1,000円×4枚綴り)、電子商品券1冊800円(1,000円) ※プレミアム率25%

販売期間 令和5年1月20日(金)まで

問合せ 日置市観光協会 TEL099-248-7380

いちき串木野市



令和4年度薩摩藩英国留学生記念館特別企画展「守る人 町田久成展」

日本初の博物館を創設した町田久成の功績と生き様を紹介します。

日時 令和5年1月28日(土)～6月26日(月) ※火曜休館

場所 いちき串木野市羽島4930

料金 大人300円、小・中学生200円 ※团体割引(20名以上)

問合せ 薩摩藩英国留学生記念館 TEL0996-35-1865

そのため、南薩地域4市と鹿児島県は、これまで法令の要件に当たる多くの事業主を特別徴収する者(特別徴収義務者)として指定しています。まだ指定されていない事業主についても、令和5年5月に指定しますので、ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは、税務課または南薩地域振興局県税課にお問い合わせください。

思つたより簡単な特別徴収

- 各月の給与から天引きする税額は、市から通知されるので所得税のように税額を計算する必要があります。また、年末調整の必要もありません。
- 天引きした税額は、毎月金融機関の窓口で納付書を添えて払い込むだけです。毎月の払い込みが面倒なときは、まとめて6月と12月で払い込むこともできます(従業員10人未満で手続きた事業主に限ります)。

従業員に喜ばれる特別徴収

- 毎月の給与から天引きされので、時間に余裕がない平日に銀行へ行く必要がなくなります。また、納め忘れの心配がなくなります。
- これまで1年分を4回で納めていますが、12回(月)の給与天引きとなるので、1回あたりの負担額が減ります。

問合せ 税務課課税係 TEL761-1067

令和4年中に取り壊した家屋および未登録家屋の名義人変更について

令和4年度固定資産税の課税業務に向けて家屋の現況調査を行っています。令和4年中に家屋を取り壊された方、売買・相続等で未登録家屋の所有権変更のあつた方は届け出してください。法務局で登記されている家屋

問合せ 税務課課税係 TEL761-1067

1066、南薩地域振興局県税課 TEL521317

●年末年始の収集日程		
	ごみの収集	内鍋センターへの持ち込み
28(水)	燃えるごみ(金山・桜山・立神校区) 燃えないごみ(枕崎校区)	午前中のみ
29(木)	資源ごみ(金山・桜山・立神校区)	午前中のみ
30(金)	燃えるごみ(市内全域)	持ち込み不可
31(土)～3日(火)	休み(収集無し、持ち込み不可)	
4(水)	燃えるごみ(市内全域)	通常通り

て時間にゆとりを持つて持ち込んでください。問合せ 市民生活課環境整備係 TEL761-1097

●し尿ぐみ取り業務

- 年末受付は12月23日(金)まで、くみ取りは28日(水)まで
- 年始1月5日(木)から

年末年始の
ごみ・し尿収集日程

◎ごみ収集業務

問合せ 枕崎清掃社 TEL721-1539

保育所・認定こども園

新規入所について

令和5年4月1日から新規で保育所または認定こども園(保育所部分)への入所を希望する児童の受付を開始します。

令和5年10月からのインボイス制度の開始に向け、適格請求書発行事業者の登録申請や相談等が提出期限間際(令和5年3月末)の令和4年分の確定申告時期に集中することを避けるために、インボイス制度に関する説明会および登録申

問合せ・申込み 福祉課社会係 TEL735612

※年度途中の入所についても、随時、受付をしています。入所希望日の前の月の15日までに必要書類を提出してください。原則として毎月1日の入所となります。

問合せ・申込み 福祉課社会係 TEL735612

※市外の保育所または認定こども園入所を希望する場合も、手続きは枕崎市で行う必要があります。市外の保育所または認定こども園入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

ありますのでご了承ください。

※転園を希望する場合も受付期間内に手続きを行ってください。間内に手続きを行ってください。

※保育所の定員数などにより、第1希望の施設へ入所できないことがあります。

※市外の保育所または認定こども園入所を希望する場合も、手続きは枕崎市で行う必要があります。市外の保育所または認定こども園入所を希望される場合は、毎年1月1日現在において枕崎市内に所有している賃貸住宅、だけでなく、事業用の資産にも課税され、その所有者の固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産についても、毎年1月31日までにその所有状況を申告していただく必要があります。

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

インボイス制度に関する説明会および登録申請相談会

問合せ・申込み 福祉課社会係 TEL735612

問合せ・申込み 福祉課社会係 TEL735612

※市外の保育所または認定こども園入所を希望する場合も、手続きは枕崎市で行う必要があります。市外の保育所または認定こども園入所を希望される場合は、お早めにご相談ください。

ありますのでご了承ください。

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合せ 税務課固定資産税係 TEL761-067

申告の時期が近づいてきました。固定資産税は、土地家屋だけではなく、事業用の資産申告書および種類別明細書を発送しますので、必要な事項を記入の上、税務課固定資産税係に持参もしくは郵送にて提出してください。

また、12月中に上記書類が届かなかつた場合、もしも届かない場合は、令和4年1月2日以降に事業を始められた方は、お手数ですが以下の問い合わせ先までご連絡ください。

申告期間 令和5年1月4日(水)～31日(火)

申告場所 税務課固定資産税係(9番窓口)

問合